

令和2年度 第2回

新宿区景観計画検討小委員会議事録

令和2年12月21日

新宿区都市計画部景観・まちづくり課

令和2年度第2回新宿区景観計画検討小委員会

開催年月日・令和2年12月21日

出席した委員

中島直人、伊藤香織

欠席した委員

坂井文、篠沢健太

議事日程

議題1. 計画およびガイドラインの改定の方向性について

議題2. 改定に向けた検討体制について

議題3. その他

議事のでんまつ

午後4時03分開会

○事務局（景観・まちづくり課主査） 早速ですが、事前に送付させていただいた第2回の次第に沿って進めていきたいと思えます。それでは**中島先生**、司会進行をよろしくお願ひします。

○中島委員長 分かりました。今日の次第としては、基本的には改定の方向性です。これは前回、**篠沢先生**と**坂井先生**にご出席いただいて1回議論したのですけれども、**伊藤先生**はご欠席でしたので、今日は改めて改定の方向性について、もっとこういう視点が必要ではないかという議論をしたいのですが、特に前回、方向性について議論したのですけれども、少し偏りがあったというか、時間の関係で全部が議論できたわけではないので、重点的に議論したいところもあるというのは後でご説明があると思えます。

2点目は改定に向けた検討体制ということで、改定の方向性がおおよそ見えた後の話ですが、実際にどうやって改定していくのかという検討体制について、これも今日は前回から作業していただいた資料がありますので、それを基に議論したいと思えます。

ということで、まずは議題1の計画およびガイドラインの改定の方向性について議論したい

ところですが、最初に資料1を用いてこの内容をご説明いただくのがいいですかね。

○**梵まちづくり研究所（黒丸）** はい。

○**中島委員長** それでは、お願いいたします。

議題 1. 計画およびガイドラインの改定の方向性について

○**梵まちづくり研究所（黒丸）** 梵の黒丸です。よろしくをお願いいたします。資料1と参考資料1がセットになっています。まず、全体の改定方針の話をする前に、参考資料1の現行計画の構成を説明した図を見ていただければと思います。今回、現行計画を改定していくのですが、新宿区景観まちづくり計画と新宿区景観形成ガイドラインがすごく分かりにくい形になっていることがありまして、その位置付けなどをもう一度再整理するために、この資料をご用意しました。

まず、左側に新宿区景観まちづくり計画がありますが、これは景観法に基づく法定計画として、第2章で必要な事項が記載されています。第3章で新宿区におけるまちづくりの推進施策として、景観事前協議制度であったり、ここに景観形成ガイドラインを策定することが明記されています。これに基づいて右側の新宿区景観形成ガイドラインがつくられたこととなります。これはこの計画を推進するための仕組みのひとつであり、事前協議の際に活用して、良好な景観を誘導していくためのものであるとなっています。この新宿区景観形成ガイドラインが、今5色の色分けにしていますが、大きく5つのカテゴリからできています。

まずはエリア別景観形成ガイドラインで、10地区72エリアで地域の特性を細かく見て、それぞれの特性にふさわしい建物を誘導していくために策定されているものです。

2つ目のカテゴリが広域的な景観形成ガイドラインですが、ここにはエリア別のガイドラインを広域的な観点から補完するものということで、超高層ビルや幹線道路沿道など、景観を構成する大きなもの、広域的なものについてのガイドラインが定められています。

次に、要素別景観形成ガイドラインというカテゴリがありますが、これは形態意匠、設備等修景、みどりという項目について、景観計画の景観形成基準で述べられているものについて、区全域で考慮すべき一般的な留意点をガイドラインで示したものです。

4つ目が新宿区が許可する総合設計の建築物等に係る景観形成ガイドラインになります。これは新宿区が許可する総合設計制度を使って建築する大規模な建築物が対象になってきますが、一般基準、聖徳記念絵画館の眺望の保全に関する景観誘導、新宿御苑の眺望の保全に関する景観誘導の3つが示されています。

一番最後の屋外広告物に関する景観形成ガイドラインは、屋外広告物が対象のガイドラインですけれども、景観計画及び他のガイドラインよりも後に策定されたため、現在は別冊になっています。ですので、景観形成ガイドラインの総合設計までが今は1冊の本になっていて、屋外広告物だけ別冊になっている形になります。以上が現行計画の説明です。

続いて、資料1の改定方針（骨子検討資料）をご覧ください。これは今年度、この小委員会の成果として改定方針をまとめていくこととなりますが、そのたたき台となっていくものです。最初に、本来でしたら改定に至る背景などをここに記載するのですが、そこを今は省略していき、改定のポイントを3点整理しています。

まず、今回の改定のポイントで一番大きなものが、新たな視点や考え方に伴う追加・見直しとなります。スカイラインの変化や新たな広告媒体の増加など、景観に影響を及ぼす要素が変化してきていることに伴い、見直しをする必要があることや、東京都景観計画に「夜間景観」に関する方針が追加されたことを踏まえて、東京都に合わせて新宿区でも検討・追加していく必要があることが1点目にあります。

2点目が運用面での課題への対応です。10年以上、景観事前協議をやってきていますが、その中でも景観計画やガイドラインに明示されていない点について意見が反映されない、エリア界等における取り扱いが難しいなどの課題がいろいろ見られています。景観計画およびガイドラインをより実効性の高いものとするために、運用面での課題をどう解決していくかという取り組みが今回の見直しで求められています。

3点目が全体的な時点修正になります。10年以上が経過して、まちの現況そのものが大きく変化しており、特に新宿区ではエリア別ガイドラインできめ細かな景観の特徴を捉えていますので、まず全72エリアについて調査を実施して、現況を丁寧に更新していく必要があります。この大きな3点が今回の改定のポイントになります。

2ページと3ページが、景観計画と景観形成ガイドラインの改定の全体像です。先ほど1ページ目で3つのポイントをお示しましたが、その中に入ってくる具体的なものが、今回の現行計画のどこの部分に改定として入ってくるかということを整理しています。それぞれのページの左側には現行計画の目次、右側に、それに該当する改定の方向性を入れていますが、黒い四角が新規追加、白い丸が見直しの項目になっています。ちなみに、項目の後ろに丸数字で番号が振られていますが、この番号は4ページ以降のそれぞれの項目番号に対応していますので、後でご覧いただければと思います。

まず景観計画ですが、第2章の「景観法を活用した景観まちづくり」のところでは改定が必要

になってきます。まず、「2 良好な景観の形成に関する方針」のⅡ「広域的な景観の形成」のところ、超高層ビルの景観や眺望景観、駅前・車窓景観、沿道景観などの方針が示されていますが、ここでは現状と異なる記載の見直しの他、スカイラインに関する記載の見直し、また新規追加のものとしては高さに関する記載や夜間景観の項目に関するものを追加していく必要があります。

続いて、Ⅲの「屋外広告物の景観の形成」については、新たな媒体に関する記述を追加していく必要があります。また、これまでの審議会や小委員会が出されている新しい視点、ここにある「景観の国際化」「人が行き交う景観」「新たな生活様式に対応した景観」などは、現行計画では該当する箇所がなく、こうした人や暮らしに即した景観の在り方を新しい考え方として新たに追加してもよいのではないかと整理をしています。

それから、Ⅳの「景観形成の推進」のところは、区分地区の景観形成方針がありますが、これはⅡとⅢの修正に合わせて直していく必要があります。また、その次に「区分地区の景観形成基準」がありますが、こちらについても、この景観形成方針の見直しに合わせて修正していく必要が出てきます。景観計画の大きな修正事項は以上です。

続いて、3ページのガイドラインです。ガイドラインも先ほどの全体の構成と同じような枠組みで順番に示しています。まずエリア別の景観形成ガイドラインですが、全エリアを対象に基本的な時点修正を行っていく必要があります。また、景観計画で追加・修正した項目については、必要に応じてエリアに落とししていく必要があります。また、景観の変化が大きなエリアについては、景観形成の目標や方針そのものから見直していく必要がありますので、これは大きな改定になってくると思います。また、エリア別の景観形成ガイドラインを運用していくに当たっての留意事項を新たに追加していく必要があると考えています。

続いて、広域的な景観形成ガイドラインです。こちらは景観計画の第2章の2のⅡ「広域的な景観の形成」の項目に対応したガイドラインですが、この中では、同じ箇所の景観計画の修正・追加に合わせて見直しを行うとともに、超高層ビルの景観形成ガイドラインの見直しであったり、夜間景観の項目を追加したことに伴う夜間景観ガイドラインの新規作成が必要になってくると思います。

続いて、要素別景観形成ガイドラインについては、例えば景観まちづくり相談員から、樹種の制限などが明文化されていないことでなかなか運用しにくいという話などがありました。こうした事前協議で求められている細かい基準について、どのように明文化していくかというところが今回のポイントとなっています。

続きまして、新宿区が許可する総合設計の建築物等に係る景観形成ガイドラインでは、夜間照明に関する事項を新規追加する必要があると考えています。また、景観計画で高さに関する記載を追加していきますので、それに合わせた見直しをこちらでも行っていきます。

また、屋外広告物に関する景観形成ガイドラインにつきましては、景観計画の「屋外広告物の景観の形成」に対応したガイドラインとなってきますので、それに合わせた修正追加をしていくとともに、新たな媒体に関する記述を新規追加していくこととなります。

改定の全体像としては、こういう形で整理してみました。ここまですで何か分からない点がありましたら、一度ご確認の方がいいでしょうか。

○中島委員長 ありがとうございます。この後は項目別になるということですがけれども、前回この点についてはご説明いただいたのですけれども、今回は資料に別紙の参考資料1が付いたことで、改めて景観計画とガイドラインの関係が見えたというよりも、ガイドラインがかなり複雑な様相を呈していることがよく分かった気がしています。**伊藤先生**、まず今の全体の方針のところでは何かありますか。

○伊藤委員 多分、大丈夫だと思います。

○中島委員長 これは前回もお話があったのですけれども、ガイドラインが縦糸と横糸がかなり複雑にあって、1つの事業をやろうとしているときに、見る場所がかなり多いですね。本当はそこが、内容もあるけれども、ガイドラインと景観計画の2個立てならいいのですが、ガイドラインの中の項目が非常に多くて、もう少し整理ができたらいいのではないかと個人的には感じます。そこは前回だとパンフレットなどの議論がありましたけれども、今回はどうなのでしょう。そこだけは気になるところです。地区別というものが基本にあるのは分かるのですけれども、その後に広域や要素別というのが、1回書いてあることがまた書いてあるところもかなりあったり、総合設計だけが抜き出されていたり、特に前半の広域や要素別や地域のところはもう少し整理ができそうな感じがします。総合設計は総合設計という制度を使うので、ここは少し切り離すのかなという気もするのですが、そのあたり、もしご意見があれば。これも内容を話してからの方がいいかもしれませんけれども。

○伊藤委員 これはレイヤーが重なっているような感じですよ。

○中島委員長 そうですね。見方が違うというか。

○伊藤委員 違う概念の。なので、エリアでも該当するところがあるし、広域というレイヤーでは広域のところも見て当てはまっているかどうか確認するという、少なくとも概念図があるといいと思うのですけれども。

○**中島委員長** そうですね。ただ単に目次が並んでいるだけだと構造になっていないですよ。まさにレイヤーなのか、あるいは縦と横みたいな関係がありそうですけれども。逆に言うと、これはかなり丁寧にやっただいていただいているということですよ。しかし、実際にこれを読む人がどのようにこれを受け止めているかということが聞きたいところでもあって、前回も景観まちづくり相談員から「これはどこを読んでいいか分からない」という指摘があったところですので、それは多分このガイドラインの構成なのかなと思っています。

○**梵まちづくり研究所（吉田）** 恐らく構成の見直しもそうですし、分冊にしていくかという話もあるかもしれない、そのあたりも整理をするという方針を今回は書いておいてもいいのではないかという気がします。

○**中島委員長** そうですね。もしかしたら今回の改定の後になるかもしれませんが、今回は中身を議論するというのもかもしれませんが。そこはまた中身の後にお話しするかもしれませんが、枠組みとして分かりにくいということは特にガイドラインは思いますし、ついでに言っておくと、言葉としての「広域」という言葉も少しおかしな気がしています。これはあくまでエリアを越えた景観形成の話なので、「広域」は普通に使うともっと広いものに聞こえてしまって、何となく「私とは関係ないかな」ということで見ない人がいるのではないかと思います。そういうところを1個1個点検していった方がよろしいかと思いました。

では、ガイドラインが複雑であるという意見は出ましたので、それは改定のときに考えることにして、**伊藤先生**がよろしければ、次の具体的な改定内容について、さらにご説明を頂きますでしょうか。

○**梵まちづくり研究所（黒丸）** では、引き続きご説明します。資料1の4ページからが、これまで区の方で方向性を示していたり、景観まちづくり審議会や小委員会でご意見を頂いたりしたものを、検討項目ごとに並べたものになります。全部で9ページまで9項目ありますので、最初にざっと流してご説明させていただきます。

まず、4ページの1点目が新宿駅周辺の再開発におけるスカイラインに関する景観形成ということで、今回、区のそもそもの改定のきっかけとなったスカイラインの変化に伴って、超高層ビルの景観形成に関する項目を見直す必要があるということがまずあります。この下に記載しているのは現行計画の見直し該当箇所であったり、その下は、現行計画では計画の21ページにこうした記載だけ示されているということで、もう少し具体的にしたり、まだ実情に合っていない文言であったりしますので、ここを見直していくことになります。

2点目が次のページの景観形成に影響を及ぼす建築物等の高さの制限ということで、これは

前回までの資料から新たに追加されたものです。審議会でも議論になりましたが、新宿御苑など、重要な視点場からの眺望に影響を及ぼす建築物が計画される可能性があるだろうということで、景観という側面からも何か規制ができないかというご意見がこれまでに出不されています。ですので、今回の見直しに伴いまして、高さに関する記載をどこかに追加していく方向がひとつあると考えています。現行計画では、景観形成方針のところ、下に添付していますように、聖徳記念絵画館や迎賓館および新宿御苑からの眺望の保全ということで少し考え方が記載されています。

6ページに、3点目の夜間の景観形成があります。夜間の景観形成というのは、平成30年に東京都が景観計画に追加した項目に対応するもので、新宿区としては新規の項目になります。今回、新宿区においても夜間景観に関する景観形成方針やガイドラインを策定する必要があるということで、見直しの項目に入れています。先生方からは「新宿らしさ」や「賑わいの創出」をするためにも重要な項目であるというご指摘を頂いており、景観を、抑えるだけではなく、賑わいの方でも捉えていくというご意見を頂いています。下には東京都景観計画の方針を抜粋して示しています。また、表組みで現行計画の見直しの該当箇所を示しています。

続いて、7ページが新たな広告物等による景観形成についてです。こちらも区の元々の方向性として、デジタルサイネージやプロジェクションマッピングなど新たな広告媒体が出てきていることに伴い、屋外広告物に関する項目を見直すということで打ち出しています。現行計画では、さらりと「新たな媒体への対応」ということで1、2行分ぐらいしか記載がないので、少し細かく詳しく方向性を示す必要があるということです。他の自治体の事例として、さいたま市でデジタルサイネージガイドラインというものが今年度策定されており、その目次構成をここに示しています。ここでは、例えば市全域の共通ルールであったり、デジタルサイネージの場合は光・動き・音といった項目でどういう基準にするかということをお細かく整理されていて、エリア別に分けて、エリアごとに高さや音や明るさの基準を示しています。

続きまして、8ページには、5点目の景観の国際化に関する視点というものがあります。こちらもこれまでの審議会や小委員会で先生方からご意見が出されたものになりますが、インバウンドの増加に伴って日本らしい景観が問われているとともに、前回の小委員会では、観光（サインやホテルの増加）による景観の破壊もあるので、景観を守る、整えるという視点も必要ではないかというご意見を頂いたり、新大久保界隈のエスニックな景観など、生活に根差した既にある国際色ある景観を位置付けていく必要があるのではないかというご意見があります。また、「新宿らしさをともにつくろう」という考え方そのものを示すのか、国際的な景観として

守るべき細かい基準を示すのか、景観計画やガイドラインにおいて、何をどこまで示すべきかというご意見も頂いています。

項目の6点目が、公共空間における人や暮らし、活動に伴う景観の視点ということで、こちらにも新たな考え方によるものです。ヒューマンスケールの視点からの景観の在り方的なものを書いてはどうかというアドバイスを頂いています。また、前回の小委員会では、「公共空間」という言葉には道路も含まれるので、何を対象にしているのかを明確にすべきだろうというご指摘も頂いています。他自治体の事例ですが、豊島区で公共空間編というガイドラインが昨年度策定されています。こちらは企画構想段階での配慮すべき方針、設計計画段階での方針、それから管理・活用していく段階での方針といった、公共空間を企画してつくっていくそれぞれの段階において、どういう方針でやっていくかということが整理されています。また、行政がつくる公共空間だけでなく、民間の施設における公共的な空間、オープンスペースについても理解と協力を求めることが明記されています。

9ページには残りの3点の項目があります。7点目が新たな生活様式に対応した景観の視点ということで、こちらにも新規になります。アフターコロナという課題の中で、どういった景観の在り方が考えられるかということが出されていますが、景観計画やガイドラインでどのように扱えるかということはまだこれから議題に挙がるような状態になっています。

8点目が、エリア別景観形成ガイドラインの全体的な時点修正です。

9点目が、ガイドラインの運用に当たっての留意事項を新規でつくっていく必要があるのではないかとということで、先ほども説明しましたが、樹種などの細かいルールをどこまで明文化すべきか。明文化しなくてもいいものもあるかもしれないので、現場サイドとのやりとりの中で、どこまで必要かということを検討していく必要があります。また、景観まちづくり相談員から頂いたご意見としては「ガイドラインが膨大で読み切れない。ポイントを簡潔に示したものが必要」ということで、先ほど**中島先生**からご指摘があったことと同じ内容だと思えます。説明としては以上となります。

○中島委員長 ありがとうございます。今の話は、今回はこれを一から議論して行って、特に⑥や⑦に関しては今回はあまり議論できていないという状況でしたよね。ですから、⑥と⑦はメモからほとんど変わっていないという状況です。とはいえ、**伊藤先生**は前回ご欠席でしたので、改めて①から順番にいきますが、⑦⑧のあたりもきちんとやらなくてはということも頭に入れつつ、少し時間を使いたいと思います。いかがでしょうか。改定の方針について、気になる点があれば、どこからでもいいですが、いかがでしょうか。

○伊藤委員 せっかくなので、⑥⑦のあたりから。

○中島委員長 ありがとうございます。

○伊藤委員 これは加えていくといいと思いますが、先ほどもおっしゃっていましたが、⑦は一体何なのかというのがあると思います。アフターコロナと書いてありますけれども、単に感染症の問題というよりは、価値観が大きく変わるきっかけになったというようにも見るができると思うので、その辺が一体何なのかというところは議論するといいかないことと、それでいうと⑥も多分、価値観の変化のようなものと大きく関連しているのではないかと思います。これはコロナとは直接関係ないかもしれないですが、そもそもウォークブルや公共空間というものを重視する動きがだいぶ出てきたところに、新たな生活様式のようなものがあって、改めてその重要性が認識されたというところなのかなと理解しているので、重要だと思っています。

⑥の公共空間は、ガイドラインの方で、公共的空間ですが、オープンスペースという意味でいうと総合設計制度とも関係が大きいと思うので、そこに反映させた方がいいかなと思っています。どこまでが範囲に含まれるかというのはあるのですが、道もありますし、水辺もありますし、民地も公園もあるのですが、そこは本当は全体を扱うべきではないかと思っていて、その中に公開空地や有効空地のようなものも入ってくるのではないかと思います。

事前のご説明で、景観まちづくり相談員からどういうアドバイスが多かったかというのを拝見して、割と色や素材などが多かったと思うのですが、「配置の話はないのですか」というのをそのときに伺って「配置はほとんどないですね」ということだったのですが、本来、特に公共的な空間については、人がどのようにアクセスできて、そこで過ごす人も含めてどのように見えてくるのかということが大事だと思うので、できればオープンスペースの質について、⑥を踏まえつつ総合設計に反映させられるといいと思っています。

あとは、道路も入ってくるとすると、街路樹の扱いがどうなるのかというのは少し気になりました。あまりやり過ぎると大変になると思うのですが。

それから、ガイドラインに書かれていないから根拠にしづらいということと、一方で、全部書き過ぎると複雑で、結局どこを見ていいかわからないということがあって、それで今度は抽出したものをつくりましようとなると、またどんどん増えてくるので、どういうやり方がいいか、今はこうやればいいのかではないでしょうかというアイデアがないのですけれども、あまり細かく決めていっても、どんどん見直していけばいいのかもしれませんが、結構ダイナミックに状況が変わっていったりするるので、あまり細かく設定するのではない方法でできるといいか

など思っています。すみません、良いアイデアがあるわけではなくて、まずは感想に近いのですが、コメントです。

○中島委員長 ありがとうございます。私も今のご意見に重ねてになりますけれども、⑥と⑦で価値観の変化というのはまさにそのとおりで思っているのですが、若干懸念しているのは、⑦のニューノーマルというか、アフターコロナという言い方を本当にするかどうかは考えた方がいいのではないかと思っています。感染症対策ということであれば今のウィズコロナの時代に必要ですけれども、これが今後どうなるかはかなり分からない話なのですよね。その中で、長期的な、今回改定したらまた5年、10年と使うものの中で、あまり分からないことを書かない方がいいかなというのがひとつあります。ただ、先ほどの公共空間もそうですけれども、変化しつつある価値観が確実にそちらの方に強くいくであろうということは分かるので、それは別にコロナの話というよりも、最近の公共空間に関する考え方などをしっかりやればいいのではないかと思っているので、⑦を別立てにするかどうかというのは議論が必要かなと思っています。

ひとつだけあるとすれば、オンラインや在宅が増えたり定着したりするというのは今までの公共空間の議論とは少し違う現象かもしれないけれども、ただ、それがどうガイドラインとして特記すべきことなのかということはちょっと分からなくて、例えば変な話ですけれども、在宅によって景観が変わるとか、自宅でオフィスをする人が増えて電柱が立つということがあればいいですが、そういうこともなさそうなので、そもそもニューノーマルについては考えなくてはいけないけれども、景観として項目を立てるかどうかはもしかしたら別かもしれません。

伊藤先生の話も、そういう意味ではもしかしたら⑥にも吸収できる話かもしれないということのような気がしたので、そういう意見もあるということがひとつです。

あと、総合設計の話と同時に、新宿なので、特定街区の有効空地が今後出てくると思うのです。あそこを変更するという話は特に。ですから、新しくつくる総合設計による広場もあるけれども、更新ということを念頭に置いてガイドラインをつくることも大事ではないかと思えます。第1号がこの前、三角ビルでしたか、新宿で屋根を架けましたよね。あれについては景観まちづくり審議会でもかなりいろいろな議論があったと聞いていまして、空地の空地性というか、オープンエアであることの価値と、屋根を付ける利便性との関係で、結局、屋根を架けたのですけれども、ほとんどみどりが空間になっていますよね。そういうのも、そもそも空地とは何だろうかというときの、元々あったみどりもそうだし、もしかしたら、空が見えることの価値は継承すべきであるというような観点もあるかなと。ゼロからつくる場合もちろん

あるのですけれども、今はそういうスペースは新宿の中では貴重なので、そういうものもあるかなということです。既存のものを改良するときの話と、あとは屋根付きの空地をどう考えるかですよね。それは特別な場合には認めるかもしれませんが、原則としてはオープンなのではないかとか、それは実は先ほどのコロナの話ともつながってくる話だと思いましたが、そういう観点があるのではないかと、今、聞いていて思いました。

というのが**伊藤先生**のお話のところで、あともうひとつは根拠の話です。どこまで細かく書くかという話は確かに難しく、私もあまり書き過ぎない方がいいのかなと思っていますけれども、その場合にどうやってこの協議の中である方向に誘導するかということですが、ひとつは、事業者に「過去にもこのようにやってもらっています」というような事例がすぐに出せばいいですよね。要するに、何か抽象的に書いてあることを自由勝手に解釈できることにはなるけれども、他の方はこのようにやってくれたというようなものがすぐに出せば、ガイドラインに載っていないなくても、うまく協議が進んだりしないかなというのは思います。銀座ではそういう感じで、ガイドラインそのものにはあまり具体的なことは書いてなくて、むしろ事例の積み重ねでこういうものを運用しているので、ガイドラインはそういう形でもいいのではないかと思います。ただ、これは景観まちづくり相談員に聞いてみないと分からないところがありますので、例えば今のようなものはどうだろうかと投げ掛けてみてもいいかなと思いました。そういう意味では、景観まちづくり表彰は良い事例ですよね。良い事例を集めているので、ああいうものが協議のときに使えないかなと思いました。

伊藤先生のご意見に刺激を受けて意見を述べましたが、整理すると、まずコロナと公共空間の話はどうもかなり密接に関わっているようで、価値観が大きく変化しつつある中でどう考えるかという話なので、分けなくてもいいのではないかと思います。そういう意見もありですよ。そのあたりは新宿区や事務局はどうお考えでしょうか。

○事務局（景観・まちづくり課係員） 新宿区の鈴木です。今の⑥と⑦を分ける必要がないのではという意見は、今後そういった形で検討するのもよいと考えます。

○中島委員長 今の話だと、議論するときはコロナのことを考えながら議論するけれども、項目立てとしては別にコロナということではないというところが、落ち着くところかもしれないですかね。どうですか。

○事務局（景観・まちづくり課主査） そうですね。確かに**中島先生**が今おっしゃったように、この時期に改定を検討しますので、議論の中にコロナの話題は入れていただきたいと思いますが、それを踏まえた結果で⑥と⑦が合体するような、あるいはその頃にはコロナがもしか

するとワクチンなどで完全に終わっているかもしれないですし、そういったことも踏まえて、冒頭に話もあったとおり価値観が大きく変化しているのは確かだと思いますので、結果として⑥の公共空間における人や暮らしというところに集約されていくという線はありかなと思っています。

○中島委員長 分かりました。そういう感じがいいかなと思います。

○伊藤委員 1点よろしいですか。それで私もいいような気がするのですがけれども、コロナで変わったことで、今、景観的に思い付くのは公共空間ぐらいなのですがけれども、他にあるかどうかというのはもう少し考えてみないといけないかなと思います。先ほど**中島先生**からも「家で働くことがあっても、あまり変わらないかな」というようなお話があって、私も何かあるかなと思っていたのですが、職住近接のようなものがどのように景観に影響し得るか考えたのですけれども。

○中島委員長 前に少し議論したことがあるのは、ベランダや屋上の利用が進むという話が5月か6月ごろに天候の話も含めてあって、そのときに「隣から見られるのは嫌だよ」とか、「上から見下ろされるのは嫌だよ」という話があったり、「ベランダにテントを出している人がいるよね」とか、それはそれで楽しい風景なのですが、そういう変化はあるのかもしれませんが。

○伊藤委員 そうですね。項目立てするほどのことでもない感じがありますよね。

○まちづくり研究所（吉田） 実は早稲田大学で、今年の学生向けの設計演習の授業で、新宿区内でアフターコロナのまちをどうつくっていくかというのを作業してもらって、10チームぐらい提案があるのでありますが、ひとつのチームは下落合をフィールドにして、家にこもったときに、まちのちょっとしたにおいや雰囲気、商店街の音声などにすごく救われたという学生がいて、部屋にこもっているときに、やはりまちの雰囲気をいろいろな感じ方ができることが精神的には助かったみたいなことを。それを手掛かりに提案してもらったのですけれども、そういう、まちの景観だけではないかもしれませんが、雰囲気があふれ出しているみたいなまちというのものもあるかもしれません。

○中島委員長 しかし、それは別にコロナだからやらなくてはいけないという話では。

○まちづくり研究所（吉田） それはそうですけれども。

○中島委員長 いいまちだというのは、もうかなり共通した認識がある気もして、それがまさに72地区ごとにやっていくことの意味かもしれないと思うのですが、根本的には、まだ本当によく分からないということだと思うのですよね。それで書き込むというのはかなり大

変なことかなと思います。

あとは、**伊藤先生**のご指摘のように、公共空間以外にも確かにあるかもしれないというところをもう少し出して考えていければと思いますが、先ほどの吉田様のご意見からすると、結構エリア別が大事になってくると、それぞれの地区スケールぐらいの景観なのか、もう少し総合的なものなのか、そういうことは大事だということですかね。音やにおいが感じられる。

○伊藤委員 そういう生活系みたいなものを改めて見直すというか、既書いてあるかもしれないですが。すみません、全部読み込めていなくて。

○中島委員長 そうですね。そういう意味では、確かに生活系という視点をもう少し各エリアのところで、景観でどう述べるかというのは難しいですけども、もう少し強調していくのはあるかもしれないですね。今のところはそれぐらいしか思い付かないですが。あとは先ほどの公共的空間の中で、水やみどりもあるけれども、やはり民地の公共的空間、有効空地や公開空地の話があって、配置の話というのは**伊藤先生**の話を聞いて分かったのですが、中のベンチやいろいろなものの配置についてということですか。それとも有効空地そのものの配置ですか。

○伊藤委員 はい。建物を建てる時に、本当はそこからできるといいのかなと。なかなか景観でそこまでコントロールできないのですが。

○中島委員長 タイミングがちょっと難しいですね。

○伊藤委員 そうですね。だいぶ少なくなってきたのですが、アリバイ的に公開空地をつくって裏になっているというものもなくなっているので、本当はその敷地の中のどこに空地があるかということの望ましい姿を示せるとより良いとは思いますが、ちょっとタイミング的に、そうなのですよ。

○中島委員長 そうなのですよ。配置が議論できるタイミングなのかというのが、もちろん議論はしているのでしょうけれども、対応ができないことがあるのと、今のお話を聞いて少し思ったのは、やはり公共空間なので、維持管理というか、運営の体制もその後の景観の話と非常に密接に関わるので、この景観で議論すべきことは空間構成だけではないですよ。そこをきちんと維持したり、いろいろな賑わいを出すのだったら賑わいを出すためのものがあるし、みどりを管理するのであればみどりの話もあるし、そういうものは景観審議の中ではあまり、審議の中で言うことはあると思いますが、今のガイドラインでメインには出ていました。つけ、維持管理や運営の面というのは、先ほどの豊島区のもの、そういうものが書いてあるということですかね。

○菫まちづくり研究所（黒丸） そうですね。豊島区では公共空間について、その後の使われ方までのガイドも示されていますが、今の新宿区では、ものがどうあるかの話がメインになっているような気がします。

○中島委員長 そのあたりは、どこを見ればいいのかですね。どのガイドラインですかね。総合設計ではそういうことはないですよ。

○菫まちづくり研究所（黒丸） そうですね。公共空間については、今、ガイドラインそのものがないので、特に該当するところがありません。

○中島委員長 そう考えると、確かに豊島区の時間軸が結構、なるほどと思わせるし、先ほど私が言ったのは、新宿区の場合は公開空地や有効空地が既にできているものが多いので、この後、管理・活用段階の後にもう1個あるのかもしれないですね。公共空間をまた変更したり、リノベーションしたりするときに何を考えるかというの、もうちょっと時間軸を延ばしてもいいのかなという気がしますね。豊島区のものを見ながら言っています。

ちょっと難しいのは、実は私のところで今ドクターでそういうことを研究している人がいるのですけれども、特に特定街区の場合は空地の位置やいろいろなものが都市計画決定されているので、なかなかその更新が面倒臭いというか難しいのです。それでも、1回つくったものが、特に新宿の場合は40年ぐらい経っていたりするので、現代の形に合わないものをうまく変えていくことをやっているのですが、そのときに、先ほど言ったように元々の空地の本質的なものが失われていくこともあったりして、しっかりしないといけないということです。多分、今後そういうことが増えると思うので。ただ、それがこの景観協議に乗ってくるかどうかは全く別の話かもしれませんね。特に屋外空間の公開空地のリノベーションというか改修に関しては、恐らく景観協議に関わるような物件でもないことが多いというか、多分そこまで見ていないですよ。いかがでしょうか。

○事務局（景観・まちづくり課係員） 新宿区の鈴木です。今、公開空地、有効空地のお話がありましたが、確かにその空地で建築行為等がなければ、景観協議に話が出てこないこともあります。

○中島委員長 そうですよ。これも景観の話というよりも、そもそも総合設計とか、特定街区は都市計画決定されていますが、空地がある形を持っていて、それでボーナスをもらっているとか緩和を受けているのだけれども、1回できた後は、そこが閉じられようが形が変わろうが、公共側はあまり、特定街区は関与しますが、総合設計に関しては関与するべきがないですよ。そこはもしかしたら、公共空間のガイドラインというものもあるけれども、そもそ

もどういう行為について景観協議が必要なのかという話まで持っていかないと、既存のストックの話に関しては実質的な意味がないのかもしれないですね。

○事務局（景観・まちづくり課係員） 新宿区の鈴木です。例えば総合設計や特定街区、再開発等促進区もそうですが、それぞれで区では運用基準を定めていまして、その中で、空地の有効活用や、その後の維持管理についても届出をさせるというものがあります。また、新宿区景観形成ガイドラインの230ページ、超高層ビルの景観形成ガイドラインの中で、2つ目の項目の「公開空地のつくり方」に、景観形成の考え方を記載しております。

○中島委員長 今見ました。そうですね。これに時間軸をくっつけるとどうなるかという議論をしているのですが、何となくこれは時間軸がないから、つくるときの話に見えるのですけれども、維持管理やつくり替えるときの話も、そこでコントロールできるとより良くなるのではないかということですね。

もうひとつは、そういう長い時間というよりも社会実験系の話に関しては、景観形成という意味でいうと、どのように扱うのでしょうか。1日、2日ということもありますけれども、もう少し長期にわたるものも、仮設なので何でもいいとは言わないけれども、別にこの景観形成と関係ないと思うのか、それとも、そういうところの質を高めるような何らかの工夫が必要なのか、公共空間に関してはそのあたりも、もし何かうまく本当に質が高められる方法があるのであればあった方がいい気もしました。

あとは街路樹の話も**伊藤先生**からご指摘がありましたので、それについてもどう考えるのか整理しないといけないと思いますが、ちょっと時間もありますので、今、⑥⑦あたりを**伊藤先生**からご意見いただいてそこから議論したのですが、もう少し別の場所で**伊藤先生**からまたご指摘がありましたらぜひお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○伊藤委員 そうですね。だいぶ前回でご指摘いただいているようにと思いますが、デジタルサイネージや、もしかしたら先ほどの社会実験もそうなのですが、テンポラリーなものや変化するものをどこまで扱うかというのは、なかなか景観計画で難しいところだとも思うのですが、やはりかなり増えてきていますし、要素としては多いので、グランドレベルだとそういったものの影響が非常に大きいですね。そういうものは一般的に広告物等で扱うものなのでしょうか。すみません、質問みたいになってしまったのですが。

○中島委員長 どうなのでしょう。道路の占有物という話でいくと広告なのでしょう。

○事務局（景観・まちづくり課主査） 新宿区です。デジタルサイネージ等については、大きさ等にもよりますが、東京都の屋外広告物条例に基づく許可申請が必要なものについては、

基本的に景観事前協議等の届出が必要となってきます。

○伊藤委員 例えば全然違うもので、ベンチなどのストリートファニチャーは景観計画の中ではあまり考えないと思いますが、もっとテンポラリーなものだとキッチンカーみたいなものについては、普通はあまり扱わないですね。

○事務局（景観・まちづくり課主査） 現在のところ、景観協議の対象にはしていません。

○伊藤委員 そうですね。マネジメントの話ですものね。先ほどの時間軸の話もそうなのですけども、結構、維持管理およびマネジメントに依存するところが大きくなってきていると思うので、届出ということではないと思うのですが、方針というか、どのように考えるのかというようなことはあってもいいのかなと。実効性があるかどうかは分からないですが、どのように考えていくかというのはあってもいいのかなとは思いますが、難しいですね。

○茨まちづくり研究所（吉田） 先ほどの公共空間の在り方にも近いのかなと思います。先ほどの⑥の公共空間の在り方も、豊島区のものを見てみると、豊島区の中で景観やガイドラインを頑張っている、庁内で、同じ行政の中で、内部でうまくガイドラインが伝わっていないことが結構あるのかなと思っていて、民間に対してはいろいろルールをつくったりしているんですけども、意外と公共物は、豊島区役所の公園担当課などがつくるときに、全然クオリティが上がっていないことに対するガイドラインという意味もあって豊島区はつくったのかなという気がしたのですが、何かそういうストリートファニチャーや社会実験のときに、公共空間や歩道上や道路上をどう使うかということ、キッチンカーなどの短い時間のものも長い時間のもも含めて、その色合いや素材感、空間配置、公共空間上でこうあるべきだということが、公共空間のガイドラインの中でもしかしたら書けるのではないかという気も少ししました。

○中島委員長 ありがとうございます。伊藤先生が言及されていましたが、時代がストックというか、活用の時代が大きな割合を占めてきている中での景観形成を調整すべきなので、ぜひそういうところを。それを規制的に書くというよりは、どちらかという、いいものをつくるために導くようなものだと思うのですが、特にファニチャーなどはまさに一時的なものだからこそいろいろ調整ができて、新しいものをどんどんやるということだと思いますので、どのようなことを書けばいいのかは分からないですけども、逆に「どこにでもあるようなものをただ持ってきて、ぽんと置くみたいなことはやめてね」ということかもしれないし、「ちゃんとその場所の新宿らしさを考えながらやってください」ということかもしれないですし、そういうところに今回踏み込んでいくというのはいいのではないですか。実効力はまだ分からないですけども。ということで、やはり公共空間の話になるところでもありますけれども、そこ

のところは大事ということですかね。

○伊藤委員 もう1点よろしいでしょうか。先ほどの四谷四丁目の事例で思い出しましたが、四谷四丁目は尾根線にあるので目立つと思うのですけれども、今、基本方針で、良好な景観の形成に関する、変化に富んだ地形を生かすということは書かれているのですけれども、地形によって影響力がだいぶ変わってくると思うので、その辺は少し言及されてもいいのかなというのと、地形図ぐらい載っているといいかなと思いました。都市計画をベースにしていると、割と平面的な図になりやすいのですが、水辺もそうですが、河川と尾根線があって、その中で建物の影響も変わってきますし、斜面緑地の保全の話などもあると思うので、少しそれを生かすということと、それによる影響が違うということも含めて、地形を意識させるような図があつてほしいと思いました。

○中島委員長 エリア別の話のところになりますか。

○伊藤委員 そうですね。それくらいのスケールがいいのかもしれないです。あとは、広域といわれている所でも、これが今どこに立地しているのかをきちんと意識するようにということですかね。水辺というのはあるので。

○中島委員長 確かに、地形があまり表現されていないですね。所々、断面的な概念図のようなものはありますが、基本的なコンターなどが入っているわけではないです。エリアだとしたら、それが必要なエリアは限られていると思いますけれども、ただ、きちんとコンターを書くとか、広域で、確かに地形のところは、ちょっと今は具体的にどこだとは特定できないですが、なるほど。あとはいかがでしょうか。

○事務局（景観・まちづくり課主査） 新宿区です。先ほどの地形の件については、現行のガイドラインの中で、それぞれの地区別で、例えば四谷地区など大きい区分で載っているページがあります。例えば62ページを開くと、右上に「変化に富んだ地形」という項目で、大きいエリアごとには入っているところです。続いて、例えば84ページを開くと笹笥地区ということで、右上にやはり地区の概要で。

○中島委員長 そうですよ。思い出しました。私が作ったところです。確か地形と記憶とみどりの3つのレイヤーで見ようということをやっていたのですが、結構大き過ぎて、個別のエリアになるとよく分からないかもしれないですね。エリアの方は等高線が入っていないですよ。

○梵まちづくり研究所（吉田） そうですね。

○中島委員長 表現の問題もあるのかもしれませんが。

○伊藤委員 きちんから見られていなくてすみません。もう少し地形の解像度が上がるといいかなと。単に表現の問題だと思うのですけれども。

○中島委員長 ありがとうございます。一応、①から⑤まであるので、もしご意見があればということですが、スカイラインについてはどうですか。スカイラインは元々、都庁を中心として一番高くということだけなのですが、今の新宿駅の再開発とは違う考え方でスカイラインを、違うというか、もうひとつあそこに拠点をつくるということですが、ここは何を考えるかですね。

○伊藤委員 書かれた方がいいとは思いますが、なかなかスカイラインのデザインは難しいですよ。

○中島委員長 そうですよ。

○伊藤委員 ここに何を書くのかなと思いながら。例えば千代田区だと、大丸有のスカイラインの考え方が南北方向と東西方向で書かれていて、すごく具体的というか明確なのですが、西新宿、都庁の話が書かれていないのが意外だと思った反面、どう書くのかというのは結構難しいですよ。

○中島委員長 そうですよ。

○伊藤委員 これはどうやって決めていくのでしょうか。

○中島委員長 根拠がなかなか難しいというか、丸の内は皇居から山のような。

○伊藤委員 そうなのです。分かりやすいです。

○中島委員長 しかし、あれも結局はガイドラインですから、常盤橋のところは全然違うのではないかという。スカイラインをなぜ考えないといけないかですよ。特にこれは、ある意味では遠くから見たスカイラインみたいな話で、超高層ビルの集合体という新宿のイメージが、みなとみらいのような明確なスカイラインの考え方があってかっこいいというのはまた少し違う気がしますよ。私も何を書くのかというのは難しいと思いますが、ある意味では現状追認というか、もう既に民間からああいう提案が出ていて、それを追認してしまうことなのかなと。どうなのでしょうかね、特に新宿の中心部については。一般の地域の中はいいです。いかがでしょうか。①は煮え切らない感じで、もしこれ以上書くのであれば、なぜスカイラインを誘導するのかという明確な根拠や意図がないと書きづらいということですかね。

②はそれとも関連するかもしれませんが、景観形成に影響を及ぼす建築物の高さの話で、新宿御苑の脇のところは今度、総合設計で高層化するのですが、恐らくそれが出てきたときに普通に見えてくるという話なのですけれども、ここはいかがでしょうか。では、私からですね。

ども、まず見えなくするというのはいないのではないかと考えておまして、東京都のやっている眺望点からの話というのは既にあったとして、それ以上にこの周辺が低くなるかという、ならない気がするとか、相当な権利の制限になる感じがします。世界的にもヒストリック・アーバン・ランドスケープの話は、見えなくするというのではなくて、むしろ調和させる方向だと思うので、あるとすれば、まさにデザインとして、いかにそれ自身を目立たなくするかということですかね。例えばトップの部分に何か余計なものを付けないとか、要するに高層ビルの新宿御苑に向いている方向に関しては、あまりそこに視線を集中させるようなことはしないというのが基本なのかなと思います。ここにはそういうことは書いていないですけども、もう少し踏み込んで書いたらその程度かなと個人的には思っています。**伊藤先生**、②のあたりで何かご意見はありますか。

○伊藤委員 今は「色彩や隣棟間隔、屋外広告物の表示などについて、適切に規制・誘導を行います」という書き方なのですよ。

○中島委員長 そうです。

○伊藤委員 そういう意味では、今、**中島先生**が今おっしゃったことが読み取れなくもないのですが。

○中島委員長 そうですね。屋外広告物というのは、ビルのサインも含めてですよ。何とかビルという企業名が入るものも、なるべく入れないということですよ。その辺が確かに読み取れなくもないけれども、もう少し書いてもいいのかもしれないという感じはしますよね。

○伊藤委員 そうですね。それはあるといいかなと思います。ここに書くのか、ガイドラインだと何か対応するところがありますか。

○中島委員長 多分それぞれの地区で書いてあった気がします。例えば1-10とかですかね。

○伊藤委員 そうか、総合設計のところでは聖徳記念絵画館と新宿御苑が書かれているのですね。

○中島委員長 そうですね。あと地区別のところでも、1-10には一応、新宿御苑から見える範囲に屋上広告物を設置しないとか、彩度の高いものは避けるとか、眺めに配慮した形態意匠とか、書いてはあります。ですから、屋上広告物を設置しないのはもちろんですけども、ちなみに「広告物」だけだと、ビルの表記は広告物なのですかね。よく分からないですが、そういう配慮するものの中身がもう少し書かれる可能性もあるのかなと思いました。

○伊藤委員 そうですね。抜け穴が。ビル名が広告物ではないという話になるのであれば、もう少し踏み込んで書いておくといいかなと思います。

○中島委員長 もっと議論が熟せば、確かに新宿御苑の周辺だけは総合設計の例外規定を使わないということができるかもしれませんが、まだ新宿の中でそういうことが世論としてあるようには感じないですね。しかし、本当にやるのだったら、総合設計さえ使わなければ、新宿区は全体に高さ制限が掛かっていると思うので、できるということだと思います。

あとは夜間の景観です。これも難しいのですが、何かありますか。

○伊藤委員 新宿らしさや賑わいの創出という考え方も入れるのは、新宿区ならではの、いなとか、必要かなと思いました。あとは、もう少し安心感とか、単に明るいと駄目というだけではなくて、住宅地も含めて温かみのある、夜の安心。書いてありますね、「落ち着きのある良好な住環境」。これは東京都のもですね。

○中島委員長 そうですね。東京都と書いていますね。確かに住宅地はそうするし、そういう意味で言うと、「個性豊かな」というところかもしれませんが、神楽坂や荒木町などはそれこそ少し暗いぐらいがいいとか、路地のいい雰囲気など、これも限界性ということですかね。まさに地域特性を生かした夜間の景観形成という方針なのですかね。

○伊藤委員 そうですね。東京都は幾つかのタイプがあるのを整理できているかなと思うので、これにもう少し賑わいみたいなものを入れていくイメージかなとは思っています。

○中島委員長 よくタイムズスクエアが賑わいのためにむしろ内照式の屋外広告を付けないといけないという話になったときに、そういうことをやるべき所は新宿しかないとか、新宿の歌舞伎町なのか、靖国通りの、要するに東京の風景の代表として出てくるペンシルビルが並んでいて、袖看板がたくさん並んでいて、その袖看板が夜になると光るという景観は大事とか、美しさのためにできたものではないですが、新宿らしさなのかもしれないですね。何かそういう具体的なものがもう少し、それぞれのエリアの中で書かれるということですかね。

○伊藤委員 そうですね。夜間景観についても、地区の依存性が結構高いと思うので。

○中島委員長 はい。では、そういう地区ごとということと、あとは最後ですけれども④⑤は新しい広告、デジタルサイネージですね。これは先ほども少しご意見を頂いたと思いますが。

○伊藤委員 そうですね。少しずつデジタルサイネージに関するルールができてきていると思います。千代田区も多分もうすぐ完成すると思います。

○中島委員長 そうですか。これも結局一時的なもの、中身のコンテンツの話になるところが大きいですよね。それを本当にマネジメントできるのかどうかということが気になります。本気でやるのだったら銀座のように。銀座は全部やっているわけですが、それはやはり地元がやらないとできないことなのかなと。要するに、1回1回プログラムを出させて、動きがどうの、

光がどうのというのは、なかなか。ですから、ここに関しては、ガイドラインとして方向性は示すけれども、運用がどこまでいけるかというところが本当の勝負かもしれないですね。ただ、それは表現の自由にも関わってくるので、どこまでやるかですよね。これもちょっと分かりません。

○伊藤委員 あとは、あれはお台場でしょうか、六本木の辺りから見ていると、かなり長い距離を意識した建物壁面の広告というか、プロジェクションマッピングのようなことをやっているところがあって、そういう遠景としての広告なり光の使い方が出てき得る、そこまで新宿で見える所があるかどうか分かりませんが、それをどのように考えるか、それを入れるかどうか。私はお台場のものを、いつも「どぎついなあ」と思いながら見ていたのですけれども。

○中島委員長 東京タワーとかでやっているものですね。マッピングではないですが。

○伊藤委員 東京タワーはライトアップなのであれなのですねけれども、ビルの壁面が全部光るのがあるのです。

○中島委員長 なるほど。まさに最近の新しい技術でやっているのだと思いますが、そういうかなり眺望範囲の広いものをどう考えるかというか、光の届く距離が、実は今は技術によって遠くまで届くということを踏まえた考え方が必要かもしれないですね、確かに。なるほど。ありがとうございます。

最後、これも抽象的なのですが、景観の国際化に関する視点については何かありますか。

○伊藤委員 これも前回いろいろなご意見が出ていて、かなりいろいろな要素が入っていますよね。

○中島委員長 そうですね。国際化だけで。

○伊藤委員 全部、国際化といえば国際化なのですねけれども。例えば日本らしい景観とは何か問われているというのはそのとおりだと思うのですが、それが国際化として書かれるべきなのかどうかはよく分からないというか、その地域の個性みたいなもの、エスニックな景観というのもそうですが、これも国際化というまとめ方をしてもいいとは思いますが、かなりいろいろな意味での国際化が入っていて、これを国際化ということで項目出しするのがいいのかがちょっと迷うというか、他のところに入れられそうなものもありそうだと思います。

○中島委員長 確かにそうですね。先ほどのコロナと同じような観点もあるかもしれないですね。議論としてはこのようにやるけれども、最終的な取りまとめのときには、要するに景観をなぜ国際化しないといけないのか。そもそも景観を国際化するという意味もちょっと分かり

にくいところがありますので。

○伊藤委員 どちらかという背景として、社会の国際化が景観に影響する項目がありそうなので、そこはもう一度見直した方がいいですよねという、コロナと同じような意味だと思うので、もしかしたら項目が立ってくるかもしれないですし、どこかにばらばらと入っていくのかもしれないとも思いました。

○中島委員長 確かにそうですね。予測としては何となくエリア別というか、かなり国際化が進んでいる地区や、本当にいろいろな方が暮らしたり訪れたりする場所は、新宿の中でも幾つか特定できるので、そういうところでこういうことをしっかりと書き込むことになるかもしれないですね。そうしたら地域別の話で、それぞれの地域の個性を生かすということなのかもしれないとか、その辺をもう少し改定の方向性の中で枠組みを整理できたらということですね。

では、先に⑥からやったので、もう今の話で、全項目としては大体そういうことかと思えます。あとはエリア別の時点修正のあたりはやるという話です。運用に当たっての留意事項も、先ほど街路樹の話もありましたが、樹種などの細かいルールをどこまで明文化するか。これは先ほどあまり細か過ぎない方がいいのではないかということで既にご意見を頂いています。あとは、ガイドラインが膨大というのは私も感じていることですので、これはまさにこのとおりだということです。

議題1としては、今いろいろ出た意見で大体よろしいでしょうか。事務局の皆さん、いかがでしょうか。こういう感じで大丈夫でしょうか。

○荻まちづくり研究所（黒丸） ありがとうございます。いろいろご指摘いただきましたので、次回までに膨らませて整理して、この検討項目自体も事務局で相談させていただいて、次のバージョンを持ってきたいと思います。ありがとうございます。

○中島委員長 はい。毎回ありがとうございます。

それでは、議題2の改定に向けた検討体制について、簡単にご説明をお願いします。

議題 2. 改定に向けた検討体制について

○荻まちづくり研究所（黒丸） 検討体制については、資料2と参考資料2の両方になります。検討体制表の資料2は前回の資料と大きく変わってはいませんが、前回、ワーキンググループについて少し先生方からご意見を頂いています。例えば進め方については「担当するエリアは大きな変化が見込まれるエリアのみとしてはどうか」、分担の仕方についても「地区別やテーマ別に分けてはどうか」というご意見を頂いています。構成については、大学にご協力いただ

くことが前提となっているわけですが、研究室単位のチームとするか、混成チームとするかというご意見もありましたし、今のオンラインのご時世の中で、「他大学からも単発の参加者を募ることもあり得るのではないか」といったご意見を頂いています。

前回の小委員会では、このワーキンググループの具体的な体制を検討するに当たって、「ある程度作業ボリュームがつかめないと議論がしにくい」というご意見がありましたので、今回は参考資料2として、エリア別の景観形成ガイドラインを見直すに当たっての作業ボリュームの試算を示しています。これはあくまでも試算でして、実際にやってみないと分からないところもあるのですが、参考資料2をご覧ください。左にA、B、Cと3ランクのエリアがありますが、Aが景観要素としての変化が大きいエリア、Bがそこそこ変化のあったエリア、Cが基本的には時点修正で済みそうなエリアに大きく区分しています。それぞれエリア数が72エリア中19、23、30エリアになっていまして、例えばA、Bを大学の研究室のご協力を得て進めて、Cエリアはコンサルサイドで進めるといった分け方ができるかなと考えています。

Aエリア、Bエリアについての作業量の試算ですが、最初に事前準備と現地調査、その取りまとめなどをするのにそれぞれ2人日程度、またAエリアは見直しがいろいろ出てくると思いますので、そういった方針検討の部分に2人日、Bは1人日。最後に原稿の取りまとめのところで作文をしたり作図をしたりする作業で、Aだと4人日、Bだと2人日。計Aでは1エリアにつき8人日、Bでは5人日程度の作業ボリュームとして取りあえず出しています。恐らくこれぐらいはかかるだろうということで試算しています。

体制については、小委員会で改定の方向性を検討していただいて、来年以降はこの計画の内容についてご議論いただくのですが、それとは別にワーキンググループを立ち上げて、そこで実際に地域で細かく見ていく現地調査をしつつ、一番大きなボリュームを占めるエリア別のガイドラインをどのように改定していくかというところで、今回、ご相談という形でお持ちしています。よろしくお願いします。

○中島委員長 ありがとうございます。前回は作業量が明確ではなかったので具体的な検討までは入れなかったのですが、今回、これはあくまでも想定ですが、おおよその、こういうものではないかというものを踏まえた上で、果たしてこのような体制が組めるのかというか、望ましいのかどうかということですが、いかがでしょうか。

○伊藤委員 これの想定は、学生がグループを組んでということなのですけれども、例えば修士の学生レベルでできるようなイメージでよいのでしょうか。この調査、方針検討、取りまとめは学生作業ということですよ。

○**中島委員長** そこは前回も議論があったのですが、これはコンサルタントと学生と一緒にやるイメージですよ。

○**梵まちづくり研究所（吉田）** はい。コンサルタントと区サイドでエリアごとにかなり「これはこういう部分をこの方法で考えてほしい」という段取りをしてスタートしてもらうことになると思います。作図は確かに、大学3、4年生でもできるかもしれませんが、修士1年生ぐらいがイメージされる感じかなと思っています。

○**伊藤委員** 分かりました。ありがとうございます。これはやはりプロが付かないと無理だろうと思っています。

○**梵まちづくり研究所（吉田）** そうですね。

○**伊藤委員** 力仕事という大変ですけども、足で稼ぐようなものはできるし、方向性が決まれば作業はいくらでも学生でできると思うのですけれども。

○**梵まちづくり研究所（吉田）** はい。

○**中島委員長** かといって、本当に人足というふうになってしまうと学生にとってあまり意味がないので、考えるところは考えるし、プロと一緒にできるということで、1つだけ私の個人的な話なのですが、時期も大事な気がしています。修士の学生は最初のうちは時間があったり、あるいはこういう作業はまさに最初にやるのにすごくいい訓練だと思うのですが、だんだんみんな忙しくなっていくので、来年のいつ頃にやるのかというのが少し気になっていることではあります。今年、方針が結構出るのだったら、早めにやれると、われわれの研究室的には参加者が増えるかなという予感がします。

○**梵まちづくり研究所（吉田）** そうですね。確かに、他のことは置いておいても、エリア別のガイドラインはすぐさまゴーでもいけるかもしれないですね。

○**中島委員長** 最初のトレーニングとしてすごくいいと思うのです。もちろん修士の学生なので、もう学部のとときにいろいろやっているとありますが、まちを歩いて、現況の把握からおしまいまで。

○**梵まちづくり研究所（吉田）** そうですね。

○**中島委員長** 他の先生のご都合もお伺いしながら、来年の時期も含めたプログラムまで出せばいいのかなと思います。

○**梵まちづくり研究所（吉田）** その辺もご相談の上で時期を考えられればいいと思います。

○**伊藤委員** 大学なり研究室なり混成の方が、視点としては学生にとってはいいと思うのですが、日程調整が難しくなるかもしれないということだけ。コンディションとか、先生によっ

ては演習のような枠組みでやることになったりすると、あまり自由度がなかったりするかもしれないので。

○**梵まちづくり研究所（吉田）** なるほど。

○**中島委員長** 確かにそうですね。

○**梵まちづくり研究所（吉田）** 各研究室のご事情なども聞きながら、時期や、混成で一緒にできるかどうかというあたりも検討しながら体制を決めていく感じがいいのではないかと考えています。

○**中島委員長** そうですね。次ぐらいにもう少しこの精度を高めてということですかね。そういうところで、ここは実際に来年になってみないと分からないところもあるのですが。

○**梵まちづくり研究所（吉田）** そうですね。そこはコロナの影響もありますし。

○**中島委員長** そうですね。今の世の中、学生が自分からやりたいと思わないと基本的にはやらないので、そういうふうな魅力的な調査に仕上げていかないといけないと思っています。

○**梵まちづくり研究所（吉田）** そうですね。

○**中島委員長** では、ここに関してはそういうことで、具体的な時期なども含めた形で次は深められればと思いました。

あとは3番のその他ですが、何かありますでしょうか。

議題3. その他

○**事務局（景観・まちづくり課主査）** 新宿区です。その他に関しては、次回のアナウンスです。今日、第2回の小委員会を開催させていただきました。次回については2月上旬、2月3日、4日、5日で他の委員にもお伺いしているところですので、最終調整をしてまたお知らせさせていただきたいと思っています。ご協力をお願いしたいと思います。今日ご欠席されている**篠沢先生**と**坂井先生**につきましては、区からご報告させていただくとともに、またご意見を頂きたいと思っていますので、こういった場にご報告させていただきたいと思っています。その他の事務連絡としては以上です。

○**中島委員長** ありがとうございます。それでは、今日特に議論したかった1番のところは、まとまってはいないですが、かなりいろいろなご意見が出ましたので、それを事務局で整理していただいて次の資料を作っていただければと思います。では、これで司会をお返しします。

伊藤先生、ありがとうございました。

○**事務局（景観・まちづくり課主査）** **中島先生**、**伊藤先生**、お忙しいところありがとうございます

ございました。

午後5時48分閉会